

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主復水器の水室（A1）内の水（復水）の導電率が一時的に上昇する傾向が認められたこと、またその他の水室においても導電率上昇の発生頻度が増加していることから、3つの水室（A1・A2・C1）の監視強化を図ることとし、監視を継続するとともに、主復水器冷却管の点検・補修作業の実施に向けて検討中	As	1月14日公表済 (PDF161KB)

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ用給水ポンプ（No. 2）の軸受用油補給器より油のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	復水脱塩装置出口の溶存酸素濃度計に指示値不良（オーバースケール）が認められたため、当該酸素濃度計を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）の海水ドレン弁よりシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	炉心スプレイ系ポンプ（A）用潤滑油冷却器の保温材内部より海水のリーク（6秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
5	2号機	停止中の相分離母線冷却用送風機（A）の出口ダンパ廻りのシール不良により当該送風機が逆回転（1分間に4回転程度）しているため、当該シール部を点検・修理	D	
6	2号機	給復水酸素注入装置出口のドレンレベルスイッチの覗き窓（ガラス製）の表面に破損が認められたため、当該覗き窓を点検・修理	D	
7	2号機	タービン建屋換気空調系プロセス放射線モニタの採取試料ガス温度の低下を示す警報が発生したため、当該温度制御回路を点検・調整	D	
8	3号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン（B）の点検において、Vプーリー及び軸受のシャフトとの嵌合部に発錆が認められたため、当該部を修理	D	
9	5号機	主変圧器用絶縁油冷却器（No. 3）の冷却用ファンが過負荷にて自動停止したため、当該ファンを点検	D	
10	5号機	水素酸素供給設備の水素ガス供給用トレーラー置き場の屋根が強風の影響により変形したため、当該屋根を点検・補修	D	
11	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の軸受カバーに油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	原子炉格納容器内温度記録計に打点印字不良（色別のずれによる相違）が認められたため、当該記録計を点検	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	ほう酸水注入系ほう酸水貯蔵タンクのレベルが変動していないにも係らず、タンクレベルの異常変動を示す警報の発生、即復帰の頻発が認められたため、当該タンクレベル警報用回路を点検	D	
14	その他	協力企業所有の校正用デジタル温湿度計の定期点検（校正）において、計器精度外れ（1台）が認められたため、当該計器を調整	D	
15	その他	固体廃棄物貯蔵庫（第3棟）の検査エリア内において、フォークリフトの運転操作時に非常口誘導灯に接触し、当該誘導灯が破損したため、対応検討	C	
16	その他	定検資機材保管用として発電所構内に設置されている蛇腹ハウス（A棟）の側面シート部に一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで